

小学校保護者対象 部活動地域移行説明会

長崎市教育委員会
地域クラブ活動推進室

令和7年5月

○どうして部活動の地域移行を進めるの？

➡全国的に少子化が深刻化

・1運動部当たりの人数の減少

→単独で大会に出られない！練習試合ができない！

・中学校における部活動設置数の減少

→希望する部活動が学校にない！

他にも・・・

専門的な指導を受けられない

いろいろなスポーツを体験したい

教職員(顧問)の負担が大きい

○ 長崎市の部活動の現状

(1) 合同部活動

学校単独で大会に参加できない！

【令和6年度】（合同で大会に出場） 11チーム(25校)

(2) 拠点校部活動

進学する中学校に希望する部活動がない！

【令和6年度】 7校 9種目 17名が利用

○学校部活動と地域クラブ活動の違い

学校部活動

- 学校が主体となっていく
- 学校の施設で実施される
- 顧問教諭・課外クラブサポーター
部活動指導員が指導
- 一つの種目を継続して活動

地域クラブ活動

- 地域が主体となっていく
- 多様な場所で実施される
(公共・民間施設・学校施設等)
- 地域の指導者が指導
- 多世代、多種目な活動

学校単位での部活動 例:○○中学校での部活動

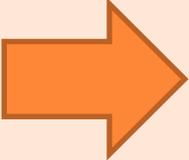


地域クラブ活動 例:○○市町村での地域クラブ活動



○ 「長崎市地域クラブ活動指針」の策定

- ・国のガイドライン、県の方針を踏まえて作成
- ・地域移行を円滑に進めるため、必要な内容を掲載



「長崎市の今後のスケジュール」

「年度ごとの具体的な取り組み内容」

「地域クラブ活動の運営」

「長崎市地域クラブの認定」

1 これまでの地域移行に関する国・県の動向・取組

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年3月スポーツ庁)
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 (平成31年1月中教審答申) 抜粋
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 (令和2年9月) 抜粋
- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」 (令和4年6月)
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (令和4年12月)

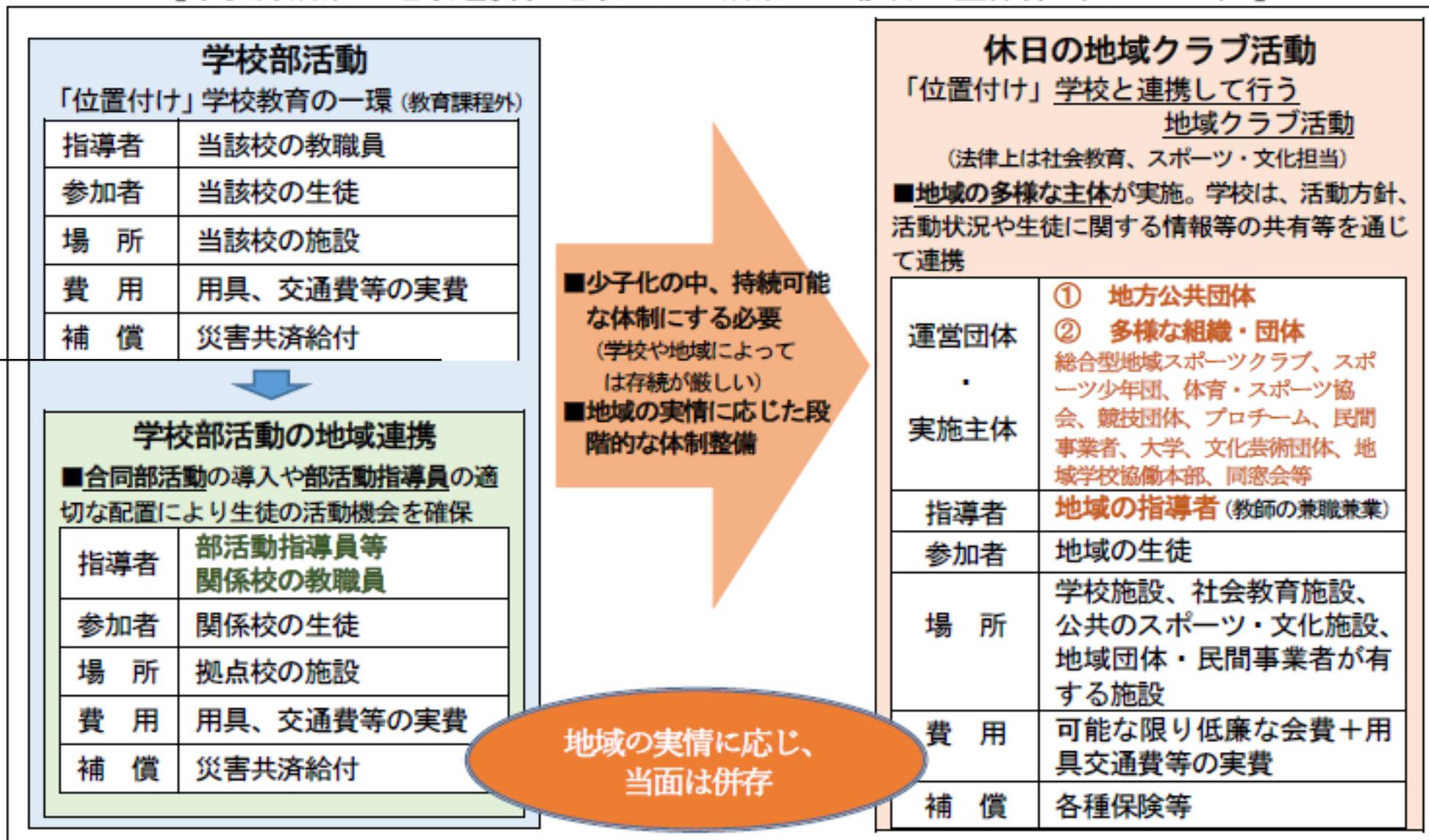


○「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」 (令和5年3月15日)



○「長崎市地域クラブ活動指針」 (令和6年3月)

【学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】



(参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料)

2 長崎市における学校部活動の現状と取組

(1) 現 状

- ・令和6年度 36中学校 8,157人在籍 加入率約68% (5,571人加入)
運動部活動18種目 文化部活動11

長崎市においても深刻な少子化 全国と同様の課題

(2) 目指す姿

- ・将来にわたりスポーツや文化活動に親しむことができる**機会の確保**
- ・地域に**持続可能**なスポーツや文化活動の環境を整備

(3) 今後の方向性

「方針」 休日の部活動を**地域移行** 平日も可能な範囲で

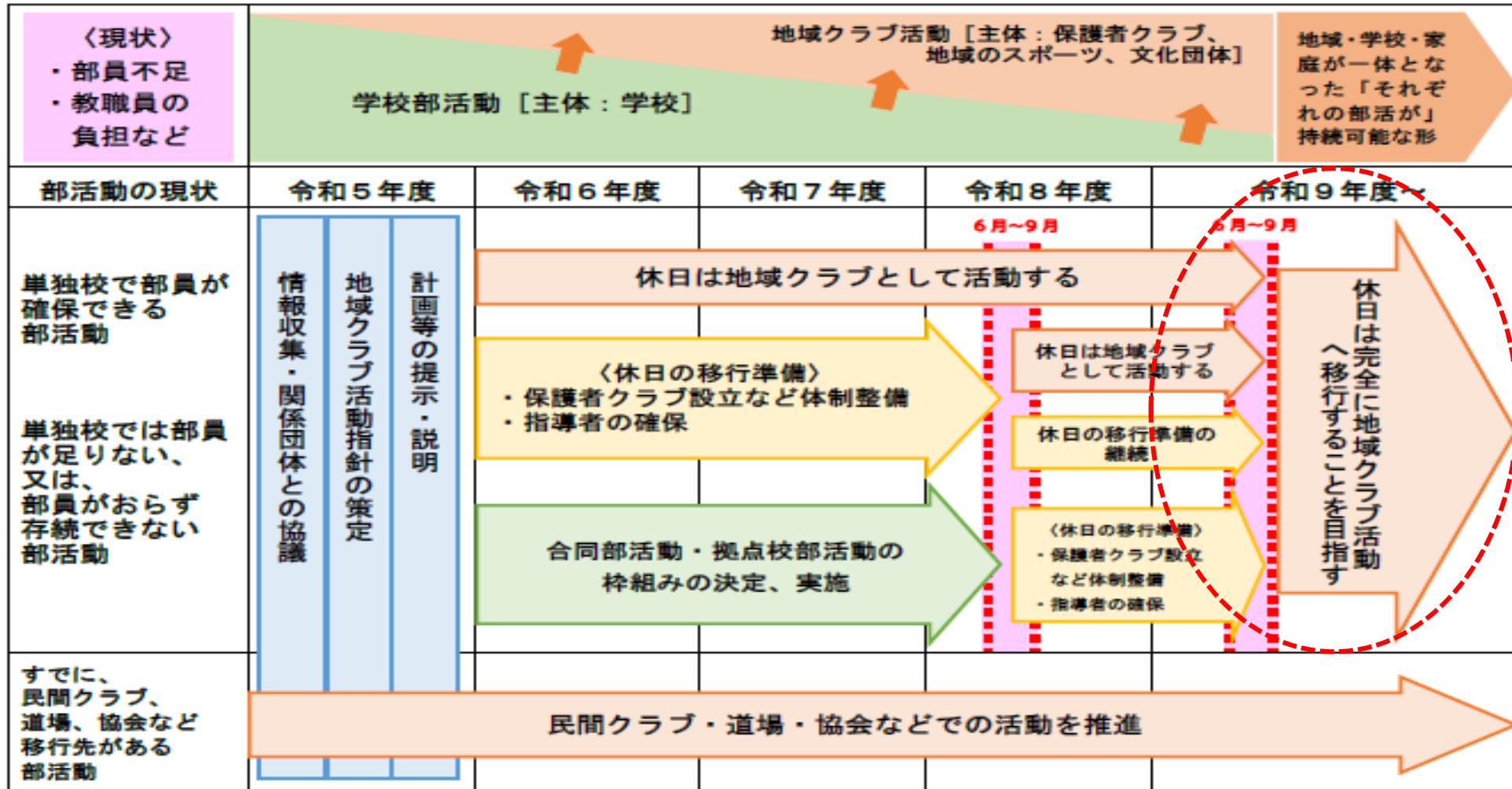
「進め方」 ・単独の部活動 → 地域移行

→ **地域連携** → 地域移行 (単独の活動が困難)

- ・民間クラブ、道場、協会での活動に移行することを含めて検討

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(1) 休日の部活動の地域移行スケジュール



3 休日の部活動の地域移行推進計画

(2) 休日の部活動の地域移行形態 (イメージ)

令和5年度	令和6・7年度	令和8年度	令和9年度～
<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動 【運営主体】 ・学校 【指導者】 ・教職員 ・課外クラブサポーター ・部活動指導員</p> <p>B 複数校での合同部活動</p>	<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動</p> <p>B 複数校での合同部活動</p> <p>C 拠点校方式での活動</p>	<p>①学校部活動</p> <p>A 単独での活動</p> <p>B 複数校での合同部活動</p> <p>C 拠点校方式での活動</p> <p>②地域クラブ活動</p>	<p>②地域クラブ活動</p> <p>【運営主体】 ・各団体 ・保護者会等</p> <p>【指導者】 ・地域指導者 ・教職員 (兼職兼業)</p> <p>※可能な限り休日の完全移行を目指す ※できるところは平日の移行も進める</p>
<p>③民間クラブ・道場・協会 等</p>			

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和5年度】※実施済み

「行政」

- ・ 中学校、保護者、指導者等へ説明会を実施
- ・ 課外クラブサポーターと教職員の意向調査
- ・ 受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供
- ・ 地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 単独で部活動。単独で難しい部は、地域連携で合同部活動を検討
- ・ 環境や条件が整った部は、休日の地域移行を進める
運営主体は多様なものを想定
- ・ 平日の地域移行については、可能であれば進める

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和6～7年度】

「行政」

- ・ 地域連携（合同部活動・拠点校部活動）の枠組みを示し、必要としているところから進める
- ・ 県のエントリーシステムの活用、競技団体との連携により指導者の確保

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 拠点校部活動を希望する生徒の活動の場の確保
- ・ 運営主体を団体等に依頼するか、保護者会が中心となるか選択

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和8年度】

「行政」

- ・ 令和9年度の休日の完全地域移行に向けて環境整備
- ・ 地域連携から休日を地域クラブへ移行

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 受皿となる団体等の活用、ない場合は保護者会が立ち上げの準備
- ・ 地域連携から休日の地域クラブへの移行の準備

【令和9年度】

「行政」

- ・ 新体制の時期からの、休日の完全地域移行に向けて環境整備

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 新体制の時期からの、休日の完全地域移行を目指す

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(4) 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

【地域連携】 (学校部活動)

○合同部活動 (近隣の複数校で合同で部活動を実施)

○拠点校部活動 (在籍校に部活動がないこと等の場合に、希望する生徒を市内の他の学校が受け入れる)

【地域移行】 (社会教育活動)

○地域クラブ (生徒が希望する地域クラブを選択して活動)

○民間のクラブ・スイミングクラブ・道場・絵画教室等

※地域移行として生徒の活動の場の一つになり得るもの

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 地域クラブ活動

- (ア) 部活動から移行、各種団体が運営主体を担い活動
- (イ) 社会教育活動として位置づけ 学校と連携して活動
- (ウ) 長崎市地域クラブ活動指針に沿って活動

イ 運営団体・実施主体

- (ア) 地域の団体は、多様なものを想定
- (イ) 運営主体を団体等に依頼、保護者会が中心となるかを選択
市は運営団体や指導者の情報提供
- (ウ) 持続可能な運営→複数の役員や指導者が運営に携わる→規約等作成
- (エ) 市は、地域クラブを設立する場合は助言等支援

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ウ 指導者

- (ア) 市は、地域連携（合同部活動）の指導者に、現在の課外クラブサポーターを部活動指導員としての登用を進める
- (イ) 市は、課外クラブサポーターと教職員の意向調査を実施
- (ウ) 県の人材バンクの活用、各種団体と連携し指導者の確保

エ 適切な指導の実施

- (ア) 市は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保
スポーツ団体等は、指導者の養成や資質向上の取組を進める
- (イ) 勝利至上主義に陥らない 心身の健康管理、事故防止
安全管理の徹底、体罰・暴言・ハラスメントを根絶
- (ウ) 生徒及び保護者との十分なコミュニケーション
合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

オ 適切な休養日等の設定

学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

○休養日

【休日のみ実施する場合】（休日のみ移行の場合は平日は学校部活動）

- ・原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日、家庭の日実施しない

【平日も実施する場合】

- ・週当たり 2日以上設定 原則平日1日、土曜日及び日曜日は1日

【学校の長期休業中】

- ・学期中に準じた扱い、長期の休養期間（年末・年始・盆）を設ける

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

オ 適切な休養日等の設定

原則として学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

○活動時間

- ・ 平日 2時間程度、休業日は原則 3時間程度、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- ・ 生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図る
- ・ 学校や地域との連絡・調整を図る

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

カ 活動場所

- (ア) 地域の中学校の施設を活用、学校と協議が必要
- (イ) 利用ルール等を策定
- (ウ) 低廉な利用料を検討、負担軽減、利用しやすい環境作り
- (エ) 移動は徒歩または公共交通機関を利用
公共交通機関での移動ができないときは、保護者に一任

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について

(ア) 活動前の準備等

- ・健康観察・健康状態を把握
- ・活動施設、用具等について、安全確認を実施

(イ) 活動中の留意事項

- ・個人差、能力差に配慮、オーバーワークに留意
- ・適切な練習時間と休憩時間の設定、水分補給

(ウ) 熱中症の防止について

- ・暑さ指数 (WBGT) をもとに、短縮、中止など柔軟に対応

(エ) 活動中のけが、事故等の対応について

- ・迅速、適切な対応、医療機関や緊急連絡先等の整備
- ・活動中の事故は、任意に加入している保険で手続き

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

(ア) 会費等の経費は、**原則受益者負担**、極端な負担増にならないように、可能な限り**低廉な会費**を設定

(イ) **経済的に困窮する家庭の支援**については、**国の動向**を注視

(ウ) 市は、設備・用具・楽器の寄附等の支援体制の整備

4 地域クラブ活動の運営

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ケ 事故等の対応と保険の加入

(ア) 活動中の事故については、基本的に運営団体がその責任を負う
(事故には様々な状況が想定される)

- <例えば>
- ・ 施設の瑕疵による場合 ⇒ 管理者の責任
 - ・ 誤った指導による傷害等 ⇒ 指導者の責任
 - ・ 生徒同士のトラブル ⇒ 双方の保護者の責任
 - ・ 大会の開催に関する事 ⇒ 大会の主催者の責任

学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築

(イ) 災害共済給付と同等の補償となる任意の保険に加入

(ウ) 個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨

4 地域クラブ活動の運営

(2) 学校との連携等

- ア 立ち上げに際し、学校は地域クラブの代表者と協議の場を設定
活動のルール等について共通理解を図る
- イ 地域クラブ活動と学校において、共通理解と情報共有
- ウ 市は活動が適正に行われるよう必要な指導助言
- エ 市及び校長は地域のクラブの活動を周知
生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選択

4 地域クラブ活動の運営

(3) 大会等への引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

地域クラブの**責任者・指導者等**が行う

イ 大会運営への従事

(ア) 地域クラブの役員等は、大会スタッフとして**大会運営に協力**する。

(イ) 市教育委員会及び校長は、教師等の**サービス上の扱い**を明確にし**兼職兼業**の許可、適切な**サービス監督**を行う

ウ 大会の参加について

生徒や保護者の**理解**を得る

心身の負担過重にならないよう、**適正な回数に精選**

5 長崎市地域クラブの認定

(1) 長崎市地域クラブの定義

- 学校部活動から地域移行したクラブ
- 学校と連携して、活動指針を踏まえた活動
- 目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成
- 勝利至上主義に陥らず、営利目的を主とした運営ではない

「長崎市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを長崎市地域クラブとして認定

5 長崎市地域クラブの認定

(1) 長崎市地域クラブの定義

○市の認定を受けると・・・

- ア 学校と協議し学校施設を利用可能
- イ 新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介
- ウ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布
- エ ホームページ等で地域クラブの紹介
- オ 地域クラブ活動費補助金の交付

※大会の参加については、各大会主催団体の参加規定を確認

5 長崎市地域クラブの認定

(2) 認定の手順

① (様式1) 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」に記入



② (様式2) 「地域クラブ公認申請書」、(様式1) 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」、規約等の写し、保険加入書の写しを提出



③ 市でチェックし、認定要件を満たしていることを確認



④ 市は申請団体を「**長崎市地域クラブ**」として認定

※認定期間は**当該年度**とし、認定要件に当てはまらなないと判断された場合は、認定期間中でも認定を取り消します。

◇ 国の動き(実行会議とりまとめ概要)

- 令和8年度から令和13年度までの6年間は「改革実行期間」
(前期:令和8~10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期:令和11~13年度)
- 「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更
- 休日については次期改革期間内に地域展開の実現を目指す
- 平日については、実現可能な活動の在り方や、課題への対応策の検証を行い、「地域の実情に応じた取組」を進める
- 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。そのため、「地域クラブと学校との連携」が重要
- 令和7年冬頃に総合的なガイドラインの改訂を予定

◇ 終わりに

- 「長崎市地域クラブ活動指針」の周知と着実な実施
- 国・県の今後の取組状況等を勘案
- 指針の必要な見直しを適宜図る